

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

No. 64

法令名	食品表示法
根拠条項	第6条第5項、第15条第1項、第15条第5項
処分の概要	措置命令
法令の定め	第6条 5 内閣総理大臣は、第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

No. 65

法令名	食品表示法
根拠条項	第6条第8項、第15条第1項、第15条第5項
処分の概要	回収等命令
法令の定め	<p>第6条</p> <p>8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。</p>
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知による。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm